

新しい「実績報告書様式」及び「実績報告書作成の手引き（Q&A）」の策定に関する論議経過について
（事務連絡）

2016年10月11日 發文

児童家庭支援センター センター長 各位

平素より大変お世話になっております。先日、研究協議会北海道大会を無事に終わられましたこと、実行委員の皆様には厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。さて、早速ではありますが、大会の中でもアナウンスを致しました通り、「実績報告書」と、統計の統一化を図るための「Q&A」が厚労省、並びに協議会役員の承認を得ましたので、各センター様にもお届けいたします。（次回の実績報告書は、こちらの様式をご使用ください。）

5月の総会後から、協議会と厚労省双方の担当者間でやり取りを重ねて参りました。

ここで交渉の結果をお伝えさせていただき、ご報告とさせていただきます。

- 補助金対象となる項目のみ記載できる様式に致しました。
（ショートステイ等別事業の項目や情報入手経路等、補助金とは関係ない項目は省きました）
- 「無言電話であっても、“相手の話し出そうとするタイミングを待った”ということであれば計上可」としていただきました。
- 「関係機関との情報共有・提供も、関係機関からの（あるいは関係機関への）相談として計上可」としていただきました。
- 「子育て短期支援事業は別加算事業であり、利用件数の全てを上げることは不可ですが、利用に至るインテークで児家センが対応した場合は計上可」としていただきました。
- 「例えば市からの要請で乳幼児健診に児家セン職員が出向した場合、“市町村の求めに応ずる事業”に出向回数を計上、更に、その中で保健師や母親から個別に相談に応じた場合は、ダブルカウントとも言えますが、“A.1、個別相談”にも計上可」としていただきました。
- 「里親支援専門相談員も本体施設に別加算が出ている為、児家センに兼務辞令が出ている場合でも、里親支援専門相談員が単独で相談や活動をしたものは計上不可ですが、里親支援専門相談員が一般の相談電話に出対応した場合は計上可」としていただきました。

※これらの内容は全て「Q&A」に記載がありますのでご確認ください。

なお、平成28年9月1日付けで、厚労省から各自治体（道府県・政令市）に運営補助基準額に関する通達が出されております。北海道大会に出席されていた方にはお配りいたしましたが、欠席されたセンター様もございますので改めて添付致します。

- 「運営事業費(厚労省資料)」というファイルが、相談件数に応じた運営事業費の区分です。
- 「自治体用」というファイルは、自治体が厚労省に提出する際の書式です。

こちらをご覧くださいますと(小さくて見づらいのですが)、“来所・電話・訪問”の件数を記載する欄しかありませんが、当然それ以外の件数(心理療法等)もあるかと思えます。その部分については今回お送りする実績報告書を自治体に提出することでもって件数の判断をして欲しいということで、厚労省の了解も得ております。各道府県・市とセンター間でご相談・ご協議、交渉されてはいかがかなと思います。

簡単な説明になり大変恐縮ですが、ご不明点等ございましたら、各地区幹事や会長・副会長にお問い合わせ頂きますようお願い致します。長くなりましたが以上です。

2016年10月28日发文

児童家庭支援センター センター長 各位

平素より大変お世話になっております。

10月19日付で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 指導係より

「児童家庭支援センター運営事業における基準額の設定について」と題した通知が、各道府県・市宛てに発出されました。本通知は、全国児童家庭支援センター協議会からの要請に応じて作成された文書であり、内容的には、研究協議会北海道大会時に懸念された二つの問題点（①運営要綱に明記されている「里親等への支援」及び「関係機関との連携・連絡調整」業務がカウントされない。②補助金交付要綱の「道府県・市から国への報告様式」では、来所相談、電話相談、訪問指導以外の相談実績を記入できない。）を解決するために発出されたものです。

御承知のように今回策定した実績報告書様式は、本年度＝平成28年度＝実績からご活用いただくものです。しかし本年度の補助金額は、既に提出済みの昨年度＝平成27年度＝実績に基づいて決定することとなります。また指導委託費補助につきましては、本年度の補助金額には加算されません。既に提出済みの平成27年度の報告書には、個別相談の件数に指導委託ケースも含んでいるためです。

今年度の補助金額の確定＝すなわち昨年度の実績数をどのようにカウントするか＝につきましては、今回の厚生労働省通知を踏まえ、ぜひ道府県・市と協議いただきますようお願いいたします。

なお現在、センター実務者の皆さまから、たくさんのご質問やお問合わせをいただいています。

それらのご意見を踏まえ「Q&A」につきましては、適宜バージョンアップしていく予定です。

取り急ぎ、今回、厚生労働省家庭福祉課 石田指導係長からの回答と10月28日時点での最新Q&Aを添付しました。10月11日付配布物に比べ、Q19とQ21が、修正・加筆されています。

ご留意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

<参考>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課指導係

石田氏より【回答】

□平成28年度の運営補助金は、平成27年度の相談件数に応じて決定されるが、指導委託費補助としての1件当たり101千円の加算はなし。

→指導委託ケースのやり取りも、個別相談として計上していた為

□指導委託費補助として1件当たり101千円の加算が付くのは、平成28年度の指導委託件数に応じて平成29年度以降となる。

平成28年度以降、指導委託ケースは個別相談には含まない。

□北海道大会の際の役員会で承認された実績報告書様式は、平成28年4月1日以降の相談や各事業を対象とし使用する。（個別相談、指導委託の他、市町村の求めに応ずる事業、里親等への支援、関係機関との連携・連絡調整の回数も記入）